

飯能市地域公共交通計画

令和4年1月

飯能市

1.2 計画の区域

計画区域は、飯能市全域とします。ただし、市民の移動実態等を視野に入れ、区域外についても当該自治体と連携して事業を行うことができるものとします。

1.3 計画期間

本計画の期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間とします。5年後を目途に目標を設定し、それまでの取組状況や目標の達成度、周辺状況等を踏まえた検証をするため、協議会を定期的に開催するとともに、社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて計画の見直しを行います。

1.4 地域公共交通網の定義

本計画における「地域公共交通網」とは、その利用者の意図する移動を実現させるために、地域公共交通がネットワーク化されている状態とします。

1.5 地域公共交通網の構成要素

地域公共交通網を構成要素する地域公共交通は、以下のとおりとします。

(1) 鉄道

鉄道は、市内の移動のみならず他都市との広域移動を担う公共交通機関です。大量の移動需要に対応できる幹線交通としての役割を担います。

(2) 路線バス

民間が運行する路線バスは、地域内の移動や近隣市との移動を担い、市内の幹線交通としての役割から、各地域における移動まで幅広い需要に対応します。

(3) タクシー

路線バスや鉄道では対応が難しい少量で多様な移動需要に対応し、よりきめ細かいサービスを提供します。

(4) その他

路線バス事業者やタクシー事業者ではまかなえない地域住民の少量の移動需要や特定の利用者の移動需要への対応を行います。

第2章 関連計画の整理

2.1 計画の位置づけ

本計画は、交通政策基本法第9条に定められた理念を踏まえるとともに、本市のまちづくりの基本的な方向性を定めた「第5次飯能市総合振興計画」及び「飯能市都市計画マスタープラン」、そして、飯能市地域創生プログラム「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とし、市民の移動手段の確保に向けた施策を推進するための計画として位置づけるものです。

市では、平成25年度に市民の移動手段の確保に向けた施策を推進するため、計画期間を平成26年度から令和5年度までとする「飯能市地域公共交通基本計画」（以下、基本計画という）を策定しました。本計画は、基本計画の中間時点での発展的な見直しを行い、改訂するとともに、まちづくりの将来像に向けて目指していく公共交通ネットワークの考え方とネットワークの実現に向けた取組方針を示すものです。

また、本計画は、はんのうふくしの森プラン、第2次飯能市環境基本計画などの関連計画と連携・連動するものです。

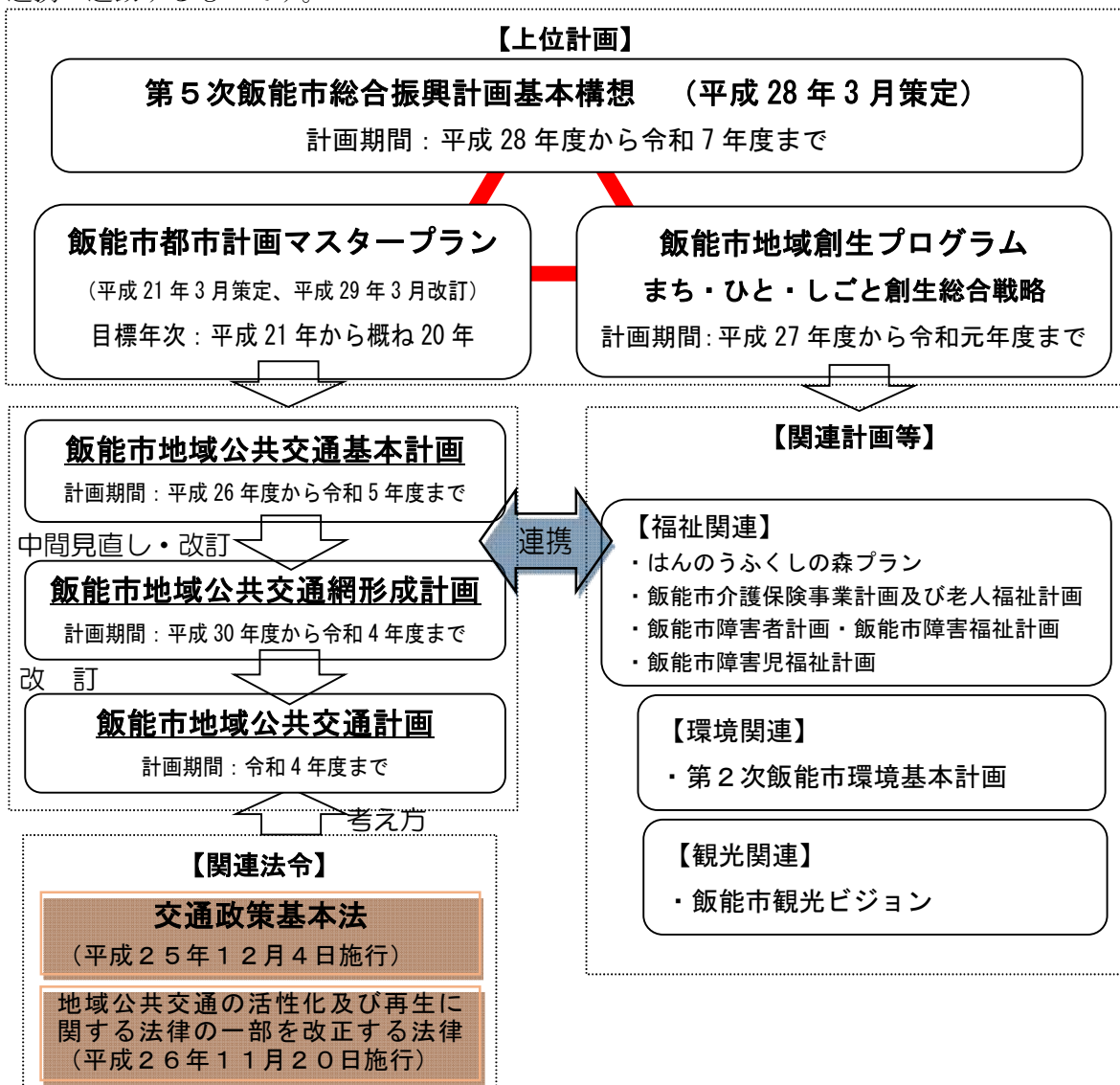


図 2-1 本計画の位置づけ

【各路線の位置づけ・役割・維持確保のための施策】

令和4年1月改訂

位置づけ	路線	役割	維持確保のための施策
軸の路線	各鉄道路線 ・西武池袋線 ・西武秩父線 ・JR八高線	都市拠点から市外への広域交通を担う。	・交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する。
	路線バス ・国際興業バス名栗本線 ・国際興業バス西武飯能日高線 ・国際興業バス双柳循環線 ・西武バス美杉台線 ・メツァ直通線 (3社共同運行)	飯能駅を発着地として、市内の各拠点を連絡する。	
支線路線	路線バス ・国際興業バス中沢線 ・国際興業バス中藤線 ・国際興業バス間野黒指線	市内各地域を運行し、軸の路線や地域拠点に接続する。	地域旅客運送サービス継続事業 として路線の最適化を行う。
	路線バス ・その他の路線		交通事業者と連携した取組により一定以上の需要を確保する。
	飯能市乗合ワゴン ・精明東系統、精明西系統、加治系統		公共交通空白地の解消のため端末交通として、地域公共交通確保維持改善補助金（ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 ）を活用し、持続可能な運行を目指す。

1 支線となる路線バスの最適化

以下の路線については、地域旅客運送サービス継続事業を活用し、地域旅客運送サービス継続実施計画を作成、国土交通大臣の認定を受けた上で、路線の最適化を行う。また、地域内フィーダー系統として位置づける。

実施区域	対象路線
原市場（中藤・中沢）地区	・国際興業バス 中沢線 ・国際興業バス 中藤線
南高麗地区	・国際興業バス 間野黒指線

2 飯能市乗合ワゴンの維持確保

(1) 地域公共交通確保維持事業の必要性

市内の公共交通が不十分である精明地区及び加治地区において令和3年3月10日から「飯能市乗合ワゴン」の実証運行を開始した。当ワゴンについては、市内拠点のひとつである東飯能駅と各地区を結ぶ移動手段として、その運行内容について地域住民と共に検討し、導入に至ったものである。主に運転免許を持たない高齢者等が買い物、通院等の日常の移動手段として便利に利用されており、今後も当該地区の主要な移動手段として確保維持していく必要がある。

このため、本格運行の開始日である令和4年1月24日から地域公共交通確保維持事業により、飯能市乗合ワゴンの各路線（精明西・精明東・加治系統）を確保維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

(2) 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

①事業の概要

実施区域	対象路線	車両
精明地区	・飯能市乗合ワゴン 精明西系統 ・飯能市乗合ワゴン 精明東系統	10人乗りワゴン
加治地区	・飯能市乗合ワゴン 加治系統	

②実施主体

- ・西武ハイヤー株式会社

※詳細は別紙「地域公共交通確保維持事業の詳細」を参照のこと

別 紙 地域公共交通確保維持事業の詳細

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細							
(1) 事業の内容							
・運行区域	精明地区及び加治地区 起点・終点：東飯能駅東口ロータリー（飯能市東町1番5号）						
・運行日	週3回（月曜日、水曜日、金曜日）						
・運行系統	3系統（精明西系統、精明東系統、加治系統）						
・運行時間帯	8時台～16時台						
・運行便数	8便/日 精明西、精明東 各2便 加治系統4便						
・運賃	1乗車につき一律運賃（乗車距離は関係なし） <table border="0"> <tr> <td>（1）大人運賃（中学生以上）・・・</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>（2）小児運賃（小学生以下）・・・</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>（3）未就学児</td> <td>無料</td> </tr> </table>	（1）大人運賃（中学生以上）・・・	200円	（2）小児運賃（小学生以下）・・・	100円	（3）未就学児	無料
（1）大人運賃（中学生以上）・・・	200円						
（2）小児運賃（小学生以下）・・・	100円						
（3）未就学児	無料						
・割引制度	（1）障害者等	半額					
・車両	10人乗りワゴン車両 1台（市から貸与）						
(2) 実施主体							
西武ハイヤー株式会社 （所在地：埼玉県所沢市久米546-1 代表取締役：塚田 正敏）							
2. 補助系統に関する定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法							
(1) 事業の目標							
【令和4年度～令和6年度】（毎年度）							
・1便当たり平均利用者数（全系統合計）：	<u>5人以上</u>						
・収支率（経常経費に対する経常収入の割合）：	<u>20%以上</u>						
（飯能市地域公共交通計画 P76 参照）							
(2) 事業の効果							
飯能市乗合ワゴンの各系統を維持することにより、市内精明地区及び加治地区における主に高齢者の買い物、通院等の日常の移動手段が確保される。また、全系統とも市内拠点の東飯能駅に接続していることから、軸となる鉄道路線又はバス路線に乗り換えることにより市内外への広域移動を叶えることができ、住民の外出促進及び地域の活性化につながる。							
(3) 評価手法・測定方法							
利用実績の集計により行う。							

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>①市内の路線バス等を迷わず利用できるよう作成した「飯能市バスルートマップ」内に飯能市乗合ワゴンの路線を掲載し、配布することで利用周知を図る。 (実施主体：市) (飯能市地域公共交通計画 P84 参照)</p> <p>②沿線地域の住民に対して利用状況を情報発信するなどモビリティマネジメントを実施するとともに、住民が「マイバス意識」を持って積極的にワゴンを利用し、路線が維持されるよう利用促進を行う。また、運行する路線を利用し、その路線を維持していくことを地域の責務とする。 (実施主体：地域、市、交通事業者) (飯能市地域公共交通計画 P85、P86 参照)</p> <p>③持続可能な移動手段となるよう、運行収入以外の収入源を確保するため、地域の事業者からの協賛制度等の方策について検討する。 (実施主体：地域、市、交通事業者) (飯能市地域公共交通計画 P89 参照)</p>
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
(1) 費用の総額
5, 357千円
(2) 負担者、負担額
飯能市は、「飯能市地域乗合交通事業運行経費補助金交付要領」に基づき、運行に係る経費についてその全額（見積額）を補助し、当該年度末に精算するとともに、運行収入及び国庫補助金（経常収入）と同じ額を市に返還することとしている。